

事業の概要

当基金は、広く国民の皆様から寄せられた寄付金を基金として、次のような事業を行っています。

奨学金等給与事業

●奨学金は、次の各要件にあてはまる方々に給与されます。

- ・人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子弟
- ・犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子弟
- ・小学校・中学校・高等学校・大学(大学院を除く)、高等専門学校、特別支援学校、又は専修学校の専門課程若しくは高等課程に在学し、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支弁が困難であると認められる子弟

●奨学金等の給与月額

小学生	10,000 円
中学生	12,000 円
高校生	国公立 17,000 円 私立 25,000 円
大学生	国公立 25,000 円 私立 30,000 円

●奨学(入学)一時金

小学生	70,000 円
中学生	30,000 円
高校生	国公立 30,000 円 私立 30,000 円
大学生	国公立 70,000 円 私立 70,000 円

(注) 奨学金は貸与ではなく給与ですから、返済する必要はありません。

(注) 上記の各要件にあてはまり奨学金等給与を希望される方は、当基金又は最寄りの警察署にご相談下さい。

●基金設立以来の事件別奨学生採用状況(昭和56年10月～平成23年9月)

基金を設立して以来、1,886人の奨学生を採用し、21億1,112万8千円の奨学金を給与いたしました。

対象	被害別	強盗殺人	殺人	放火殺人	殺人未遂	強盗致傷	傷害致死	重過失致死	傷害	その他	特異事件					合計
											爆破殺人事件	三菱重工	放火殺人事件	京王バス	サリン事件	
件数		127	678	19	11	7	230	1	16	3	3	2	4	1,101		
奨学生数		206	1168	28	18	13	407	1	26	4	6	3	6	1,886		

支援金支給事業

加害者による実効的な賠償等が期待できないと認められ、かつ、犯罪被害給付制度その他の経済的負担の軽減を図るための公的な救済制度又は保険による補填によって救済を図るべきものと認められないなど、その者の個別の事情に照らし特別な救済の対象とすべき理由があり、その置かれている状況その他の事情に照らして、現に著しく困窮していると認められる犯罪被害者等に対して支援金を支給しております。

平成22年度は、公的救済を受けたが現に著しく困窮していると認められた2名の方に支援金を支給しました。

助成事業

犯罪被害者支援組織への運営助成を行っています。

- 犯罪被害者支援団体等の育成強化
- 全国被害者支援ネットワーク主催の「全国犯罪被害者支援フォーラム」の後援等
- 犯罪被害者団体ネットワーク主催の「犯罪被害者週間全国大会」の協賛

啓発・広報事業

犯罪被害者支援事業に対する理解を深めるため次の事業を行っています。

●機関誌「ふれあい」の配布

奨学生家庭等に配布して、心の交流の場を提供するとともに、関係向きに配布して社会共助意識の高揚を図っております。

●ポスター等の配布

ポスター、リーフレット、小冊子等を作成して、都道府県市区町村、マスコミ等に配布して基金事業への理解と被害者支援をお願いいたしております。

●「相談コーナー」の開設

事務局内に電話相談コーナーを設けています。基金事業等についてお気軽にご相談下さい。

東京 03(5226) 1021

